

大阪市立有料自転車駐車場（○区分）指定管理業務協定書

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。なお、第52条各項においては、「指定管理予定者」という。）は、〇〇〇〇（別表1のとおり）の指定管理業務（以下「当該業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（指定管理者の指定）

第1条 指定管理者は、その指定を受けて、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成18年大阪市条例第87号。以下「条例」という。）、大阪市立有料自転車駐車場条例施行規則（平成18年大阪市規則第190号。以下「規則」という。）、この協定及び別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって円滑に当該業務を実施しなければならない。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（当該業務の範囲）

第3条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

《目的事業》

(1) 別表1に掲げる大阪市立有料自転車駐車場（以下「市立有料駐輪場」という。）の管理運営業務

ア 経営管理に関すること

イ 総務及び経理業務に関すること

ウ 利用に伴う業務に関すること

エ 利用促進及びサービス向上に関すること

オ 防災及び防犯対策に関すること

カ 備品の管理に関すること

キ 書類及び帳票類の作成、保管並びに提出等に関すること

ク 利用満足度の把握に関すること

ケ 地域との連携に関すること

(2) 市立有料駐輪場及び付帯設備（管理事務所、車止め柵及び設備機器等、市立有料駐輪場と一体となりその効用を全うするものをいう。）の維持保全業務

- ア 維持管理に関すること
- イ 保安業務並びに保守点検に関すること
- ウ 修繕等に関すること
- エ 清掃並びに植栽の維持管理等に関すること

(3) 前各号に掲げるもののほか、大阪市が必要と認める業務

《自主事業》

(4) 指定管理者は、大阪市の自転車施策に沿った提案事業（自主事業）について、大阪市と協議し、承認を得た後、これを行うことができる。なお、当該事業による収支の報告（利用料金以外の金銭を徴収する場合）については、事業報告書において行うこと。また、事業の詳細な内容等については、別途定める。

- 2 当該業務の細目は、別紙「仕様書」に定めるとおりとする。なお、別紙仕様書に記載のない業務については、大阪市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。
- 3 指定管理者は、毎年度、大阪市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び収支計画書を作成し提出しなければならない。
- 4 指定管理者は、自主事業を実施する場合、施設の設置目的等に沿った事業を目的事業の効果的な実施に影響を与えない範囲内で、大阪市の承認のもと、自らの責任と負担において実施しなければならない。
- 5 当該業務の実施について、施設等の管理運営を通じた目的の達成度合いについて検証するため、提案書において提案した内容に基づき、次のとおり成果目標を定める。

【市立有料駐輪場利用者の利用満足度 ○%以上】

※成果目標は、提案に基づき設定します。

- 6 前項に定める成果目標を達成するための年度毎の目標については、各年度開始前に大阪市に報告しなければならない。

（供用日又は供用時間の変更）

第4条 指定管理者は、供用日又は供用時間を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

（受付日又は受付時間の変更）

第5条 指定管理者は、市立有料駐輪場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間

を変更しようとするときは、条例第2条第2項の規定に基づき、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

第2章 指定管理者の責任

（法令上の責任）

第6条 指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

（業務責任者）

第7条 指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この協定の履行に関し、当該業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第4条に定める供用日又は供用時間の変更、第5条に定める受付日又は受付時間の変更、第27条第1項に定める利用料金の決定、第37条第7項に定める報告、第39条に定める事業報告、指定の辞退に係る権限を除き、この協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができる。

（業務従事者）

第8条 指定管理者は、当該業務の遂行に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務従事者を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。

2 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、この協定に定める事項を遵守しなければならない。

（個人情報等を取扱う者）

第9条 指定管理者は、この協定の履行に当たって個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合には、個人情報等を取扱う者の氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。

（作業場所）

第10条 指定管理者は、当該業務を大阪市が指定する場所以外で行う場合は、

住所等を業務の着手前に大阪市に通知しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により、情報資産を取り扱う場合は、その作業場所について、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

（第三者委託等の制限）

第11条 指定管理者は、当該業務の全部を一括して、又は大阪市が仕様書等において指定した主たる業務を第三者委託（業務を大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託する場合は、大阪市の指定する書面により承諾を得なければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 大阪市は、指定管理者に対して、前項に規定する書面に記載した第三者委託先の商号又は名称、委託内容、委託依頼理由等の事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 大阪市は、第2項及び第3項の規定により指定管理者から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。
- 5 指定管理者は第2項の規定により第三者委託した業務を一括して、再々委託等（業務を第三者委託先から大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。
- 6 指定管理者は、当該業務の一部を再々委託等させようとするときは、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等を書面により大阪市の確認を受けなければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 7 指定管理者は、第2項の規定による第三者委託及び前項の規定による再々委託等（以下、「第三者委託等」という。）した場合、大阪市に対し、その第三者委託等に基づく行為全般について責任を負うものとする。
- 8 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等相手方に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守させなければならない。
- 9 指定管理者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を

受けている者を当該業務の一部の第三者委託等の相手方としてはならない。

- 10 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等の相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴し、大阪市に提出しなければならない。ただし、大阪市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。
- 11 指定管理者は、第2項及び第6項の規定による第三者委託等相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに大阪市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

- 第12条 指定管理者は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 指定管理者は、当該業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

- 第13条 指定管理者は、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 指定管理者は、当該業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 4 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

（事故等への対応）

- 第14条 指定管理者は、大阪市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下「事故等」という。）に対応するための体制を整備しなければならない。

- 2 指定管理者は、事故等が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を大阪市に報告しなければならない。
- 3 当該業務の実施中に災害等が発生した場合、指定管理者は、直ちに安全確保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 当該業務の実施中に事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 前項の場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従わなければならない。

(災害時等の施設の使用及び体制整備)

第15条 指定管理者は、大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）

第9条の規定に従い、事業者としての責務を果たすものとする。

- 2 指定管理者は、大阪市が示す指定管理者災害対応の手引きに基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。
- 3 大阪市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で災害時等における施設利用の協力に関する協定を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
- 4 指定管理者は、前2項で定めるもののほか、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について大阪市が協力の要請を行ったときは、指定管理者は当該要請に協力するよう努めるものとする。

(臨機の措置)

第16条 指定管理者は、当該業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、大阪市の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、指定管理者は、そのとった措置の内容を大阪市に直ちに通知しなければならない。
- 3 大阪市は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 指定管理者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でないと大阪市が認める部分については、大阪市がこれを負担する。

(文書管理及び情報公開)

- 第17条 指定管理者は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 指定管理者は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、市立有料駐輪場の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 大阪市は、大阪市が保有していない対象文書等について開示の申出があったときは、指定管理者にその写しを提出するよう求めるものとする。
 - 4 指定管理者は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
 - 5 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従い、対象文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引き渡し、又は廃棄しなければならない。
 - 6 指定管理者は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により大阪市にその旨を報告しなければならない。

(個人情報等の保護)

- 第18条 指定管理者は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。
 - 3 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、第1項及び前項の義務を遵守しなければならない。
 - 4 指定管理者は、当該業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
 - 5 指定管理者は、この協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及

び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の管理)

第19条 指定管理者は、当該業務の実施のために指定管理者の保有する光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び大阪市から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、記録媒体等について、大阪市の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者は、大阪市からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者委託等する場合において、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 6 指定管理者は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
- 7 指定管理者は、大阪市が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。
- 8 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項までの規定を準用する。
- 10 指定管理者は、当該業務において取扱う個人情報等に関し、個人情報保護法の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、必要な措置をとらなければならない。

- 11 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務を終了したときは、大阪市の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。
- 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
- 13 指定管理者の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、指定管理者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、大阪市は指定管理者に対し、改善を指導するとともに、大阪市が指定管理者の管理状況が適切であると認めるまで当該業務の全部又は一部を停止させることができる。
- 15 大阪市は、指定管理者が法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は当該業務に従事する者が同法第67条の規定に違反していると認めるときは、指定管理者に対し、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を求めることができる。
- 16 大阪市は、当該業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(大阪市のシステム等へのアクセス)

第20条 指定管理者が大阪市のシステム等にアクセスする場合の情報の種類・範囲及びアクセス方法については、指定管理者は大阪市の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第21条 指定管理者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、当該業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

(大阪市行政手続条例の遵守等)

第22条 指定管理者は、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号。以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 指定管理者は、行政手続条例第2条第5号の不利益処分を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。
- 3 指定管理者は、使用許可を行う場合は、行政手続条例第5条、第6条、第

12条の規定に基づき、それぞれの基準を作成し、使用申請の提出先とされている機関の事務所において備付け、その他適当な方法により公にしなければならない。

（公正な職務の執行に関する責務）

第23条 指定管理者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、当該業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく大阪市又は大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入）

第24条 指定管理者は、当該業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部第三者委託等した者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項又は前項の規定により報告を受けた大阪市の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

（人権研修の実施）

第25条 指定管理者は、当該業務の従事者が人権について正しい認識を持ち当該業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

（職員の雇用）

第26条 指定管理者は、障害（がい）者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

- 2 指定管理者は、大阪市からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、この協定の期間中に障がい者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、大阪市内に障害（がい）者雇い入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

第3章 利用料金及び納付金

（利用料金等）

第27条 市立有料駐輪場（付属設備を含む。）に係る利用料金は、条例に定める範囲内で大阪市の承認を得て指定管理者が定める額とし、指定管理者の収入とする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、その実施する事業等に係る参加料等を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。当該参加料等の額は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

（利用料金の減免又は還付）

第28条 指定管理者は、条例の定めるところに従い、利用料金を減免又は還付するものとする。

（基本納付金）

第29条 指定管理者は、提案書において提案した基本納付金を年度毎に、大阪市内に納めなければならない。

- 2 基本納付金の金額及び納付時期については次のとおりとする。

- (1) 総額 〇〇〇〇円
- (2) 各会計年度の納付額と納付時期

		基本納付金の額	納付期限
令和8年度	第1回	円	令和8年7月20日
	第2回	円	令和8年10月20日
	第3回	円	令和9年1月20日
	第4回	円	令和9年4月30日
令和9年度	第1回	円	令和9年7月20日
	第2回	円	令和9年10月20日
	第3回	円	令和10年1月20日
	第4回	円	令和10年4月30日

令和10年度	第1回	円	令和10年7月20日
	第2回	円	令和10年10月20日
	第3回	円	令和11年1月20日
	第4回	円	令和11年4月30日
令和11年度	第1回	円	令和11年7月20日
	第2回	円	令和11年10月20日
	第3回	円	令和12年1月20日
	第4回	円	令和12年4月30日
令和12年度	第1回	円	令和12年7月20日
	第2回	円	令和12年10月20日
	第3回	円	令和13年1月20日
	第4回	円	令和13年4月30日

- 3 修繕は、別紙「収支計画書」で定める費用の範囲で実施し、各年度の余剰分は翌年度以降の実施として調整できるものとし、指定期間中における総額は〇〇〇〇円とする。なお、それによる各年度における基本納付金の金額の変動は行わないものとする。ただし、指定期間最終年度において、修繕費の総額が〇〇〇〇円を下回った場合は、その下回った額を前項に定める指定管理者が大阪市に支払う最終年度の基本納付金に加算するものとする。また、修繕費の総額が〇〇〇〇円を上回ることが想定される場合は、指定管理者が修繕を実施する前に、修繕の実施の可否や修繕費の取り扱いについて大阪市と協議するものとする。
- 4 指定管理者は、第2項の基本納付金について、大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。
- 5 基本納付金の額は、原則変更しない。ただし、市立有料駐輪場の増設若しくは供用休止等による施設台数の変更が生じ、第28条第1項及び第2項で定める収入（以下「利用料金収入」という。）の大幅な増減が見込まれる場合、又は、指定管理者に起因しない管理運営経費の大幅な増減が見込まれる場合は、大阪市と指定管理者が協議し、変更するものとする。

※基本納付金の金額等は提案に基づき設定します。

（変動納付金）

第30条 指定管理者は、各年度の利用料金収入が、次に示す利用料金収入想定額を超えた場合、提案書において提案した内容に基づき、その超えた額に100分の〇〇を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこ

れを切り捨てるものとする。) を変動納付金として大阪市に支払う。なお、変動納付金について、大阪市と指定管理者が協議した上で、金銭納付ではなく施設の機能向上等市民サービス向上の原資とすることができるものとする。
【利用料金収入想定額 〇〇〇〇円】

※変動納付金の納付率は提案に基づき設定します。
※各区分における利用料金収入想定額は募集要項記載のとおりです。

2 前項の変動納付金について、金銭納付とする場合の納付時期については次のとおりとする。

	納付期限
令和8年度	令和9年4月30日
令和9年度	令和10年4月30日
令和10年度	令和11年4月30日
令和11年度	令和12年4月30日
令和12年度	令和13年4月30日

- 3 指定管理者は、第1項の変動納付金について金銭納付とする場合は、大阪
市が交付する納付書により納付しなければならない。
- 4 第1項の変動納付金の算定方法は、原則変更しない。ただし、利用料金収
入の大幅な増減が見込まれる場合、又は、指定管理者に起因しない管理運営
経費の大幅な増減が見込まれる場合は、大阪市と指定管理者が協議し、変更
するものとする。

(会計独立の原則)

第31条 指定管理者は、当該業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む。）
については、指定管理者の他の事業等に係るものと区別して行わなければな
らない。

第4章 当該業務の実施に当たっての負担区分等

(市立有料駐輪場用地の使用料金)

第32条 指定管理者は、市立有料駐輪場用地の使用料金が必要な施設について、
その使用料金を次に定めるとおり大阪市に支払う。

[A区分]

市立有料駐輪場名	使用料金	納付期限
大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場	2,168,300円	毎年度第2回目の基本納付金の納付期限に合わせて支払うこと
鶴橋駅自転車駐車場	307,200円	
関目駅・関目成育駅自転車駐車場	230,300円	
横堤駅自転車駐車場	840,684円	

[B区分]

市立有料駐輪場名	使用料金	納付期限
森ノ宮駅自転車駐車場	7,017,900円	毎年度第2回目の基本納付金の納付期限に合わせて支払うこと
今宮駅自転車駐車場	2,425,500円	
JR野田駅・玉川駅自転車駐車場	1,606,300円	

[C区分]

市立有料駐輪場名	使用料金	納付期限
岸里駅自転車駐車場	939,991円	毎年度第2回目の基本納付金の納付期限に合わせて支払うこと

[D区分]

該当施設なし

[E区分]

市立有料駐輪場名	使用料金	納付期限
南巽駅自転車駐車場	4,503,840円	毎年度第2回目の基本納付金の納付期限に合わせて支払うこと

※協定締結時は該当する区分の情報のみ記載します。

※各使用料金は公募開始時点での金額であり、用地所有者との契約内容の変更にに基づき、協定締結までに変更となる可能性があります。

- 2 指定管理者は、前項の使用料金について、大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。
- 3 第1項の使用料金の額について、用地所有者との契約内容の変更にに基づき

変更となった場合、大阪市と指定管理者はこの協定を改定し、指定管理者は変更後の使用料金を大阪市に支払うものとする。

（施設、備品等の取扱い）

第33条 大阪市は、当該業務を実施するために必要となる施設等は無償で指定管理者に利用させるものとし、指定管理者は、大阪市の指示に基づき当該施設等を適正に管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、当該業務の実施に当たって必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用を負担しなければならない。
- 4 前項の備品等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとする。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者が所有するとすることができる。
- 5 施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、指定管理者は備品一覧等を適宜更新し、当該備品一覧等に基づく定期的な現物確認を実施するとともに、その結果を大阪市に報告しなければならない。
- 6 指定管理者は、事故等により大阪市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに大阪市に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

（損害賠償に係る費用負担）

第34条 当該業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

- 2 当該業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

（リスク分担）

第35条 当該業務の実施に当たってのリスク分担については、別表2（リスク分担表）のとおりとする。ただし、別表2に定めのない事項については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

（保険加入）

第36条 指定管理者は、当該業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により大阪市に報告しなければならない。

第5章 点検、監督指導及び事業報告等

(点検、報告及び監督指導等)

- 第37条 指定管理者は、事業計画書に基づく管理業務の実施状況、利用状況等における、自己点検項目について大阪市と指定管理者が協議し定め、毎月終了後、月次報告書を作成し、大阪市に提出しなければならない。
- 2 大阪市は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に事業計画に基づき、管理業務が適正に行われているか確認し検査を行わなければならない。
 - 3 大阪市は、前項の規定による検査が完了し、当該検査の結果を指定管理者に通知しなければならない。
 - 4 前2項の検査に当該業務が合格しないときは、大阪市は指定管理者に対して業務の是正又は改善を指示することができるものとする。指定管理者は、是正又は指示を受けた場合は、速やかに当該部分を履行し、大阪市の検査を受けなければならない。この場合において、是正又は改善の指示を受けた部分の業務の完了を管理業務の完了とみなし、前2項の規定を準用する。
 - 5 前項の規定にかかわらず、検査の結果、当該業務に不備がある場合で大阪市が重大な支障がないと認め、かつ期限その他の条件から履行が困難と認める場合はこの限りではない。
 - 6 第1項の規定による報告のほか、指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取し、集計結果を随時大阪市に報告しなければならない。
 - 7 大阪市は、必要があると認めるときは、指定管理者に対し、第1項の規定による報告のほか当該管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
 - 8 指定管理者は、前項の規定による報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従わなければならない。
 - 9 指定管理者は、大阪市が地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく当該公の施設の監査を実施する場合、これに協力しなければならない。
 - 10 大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置するものとする。

(当該業務内容の変更、中止等)

第38条 大阪市は、必要があると認めるときは、当該業務の内容を変更し、又は当該業務の一時中止を指示することができる。この場合において、第29条に定める基本納付金及び第30条に定める変動納付金の額等を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理者とが協議の上、書面により変更後の額を決定する。

2 指定管理者は、市立有料駐輪場のサービス向上及び管理業務に関する提案及び変更（施設や設備等のグレードアップも含む。）を実施したい場合は、あらかじめ書面により大阪市へ提出し、大阪市の承認を受けて実施することができる。ただし、仕様書の水準を下回る提案及び変更を実施することはできない。

3 前項の実施にかかる経費は、指定管理者の負担とする。

(事業報告書)

第39条 指定管理者は、年度が終了する毎に、規則第6条第2項に定める期間までに大阪市に対して規則第6条第1項の事業報告書を提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先

(2) 年度の区分

(3) 市立有料駐輪場の管理の業務の実施状況（施設・設備の維持管理等を含む。）

(4) 市立有料駐輪場の利用台数その他の利用状況

(5) 市立有料駐輪場の管理に要した経費等の収支の状況

(6) 指定管理者が提案した利用促進及びサービス向上策等の実施状況

(7) その他、当該業務の実施に関し大阪市が指示する事項

3 大阪市は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地にて調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 第37条第8項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

第6章 指定の取消し等

(指定の取消し又は当該業務の停止)

第40条 大阪市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者が第37条第4項、第7項又は前条第3項の指示に従わないとき
- (2) 指定管理者が正当な事由なく当該業務に着手しないとき
- (3) 指定管理者が指定又は当該業務の実施について不正な行為を行ったとき
- (4) 指定管理者がこの協定に違反したとき
- (5) 指定管理者が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
- (6) 指定管理者の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
- (7) 指定管理者の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約について大阪市からの契約解除の求めに応じないとき
- (8) 指定管理者が条例第8条に定める欠格条項の各号のいずれかに該当したとき
- (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

(指定の辞退等)

第41条 指定管理者は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の6月以上前までに、大阪市に申し出なければならない。

- 2 大阪市は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(指定取り消し又は当該業務の停止の効果)

第42条 第40条各号又は前条第2項の規定により指定を取消した場合には、第1条、第29条及び第30条に規定する義務は消滅する。ただし、管理業務が完了した部分がある場合は、大阪市と指定管理者が協議の上、大阪市は、既に管理業務を完了した部分を確認し検査を行い、納付金相当額を決定した後、指定管理者は大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。なお、第29条第3項の規定による修繕費において、各年度の余剰分がある場合は、余剰分の全額を大阪市に納付しなければならない。

大阪市が、第40条第1号から第5号及び第8号から第9号の規定により、期

間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じた場合はこの限りではない。

- 2 大阪市が、第40条第1号から第5号及び第8号から第9号の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じ、大阪市に損害が生じたときは、指定管理者は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 大阪市は、第40条各号及び前条第2項に基づく、指定の取消しや当該業務の全部若しくは一部の停止により指定管理者に生じた損害については、これを賠償しない。

(指定の取消しの特例)

第43条 大阪市は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の指定が必要となる場合など、特段の事情により指定の取消しが必要であると大阪市が判断した場合、前3条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

(指定取消し等の公表)

- 第44条 大阪市は、第40条各号又は第41条第2項の規定により指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合、指定管理者の法人等名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。
- 2 前項の場合において、指定管理者が第40条第6号及び第7号に該当するときはその具体的内容を、当該業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

(事情変更による指定の取消し等)

- 第45条 第40条各号及び第41条第2項に定める場合のほか、大阪市が事情変更により当該業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止について、指定管理者に協議を求めることができるものとする。
- 2 大阪市は、前項の規定により、指定の取消し又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、指定管理者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 前項の場合における損害賠償額は、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。
 - 4 第1項の規定により指定を取り消した場合には、第1条、第29条及び第30条に規定する義務は消滅する。ただし、管理業務が完了した部分がある場合は、大阪市と指定管理者が協議の上、完了した部分について確認し検査を行い、納付金相当額を決定した後、指定管理者は大阪市が交付する納付書によ

り納付しなければならない。なお、第29条第3項の規定による修繕費において、各年度の余剰分がある場合は、余剰分の全額を大阪市に納付しなければならない。

- 5 第1項の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じた場合、第29条に定める基本納付金及び第30条に定める変動納付金の取扱いについては、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

(違約金)

第46条 指定管理者は、第40条各号及び第41条第2項の規定により、指定を取り消された場合、違約金を次の各号に定める指定取り消しの区分に従い、大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第40条第1号から第5号及び第8号から第9号並びに第41条第2項の場合においては、〇〇〇〇円
(2) 第40条第6号及び第7号の場合においては、〇〇〇〇円

※各区分における(1)及び(2)の金額は次のとおりです。

	(1)	(2)
A区分	45,500,000円	91,000,000円
B区分	59,300,000円	118,600,000円
C区分	40,900,000円	81,800,000円
D区分	38,900,000円	77,800,000円
E区分	29,000,000円	58,000,000円

- 2 前項に規定する場合において、大阪市に生じた実際の損害額が、前項に規定する違約金の額を超える場合には、指定管理者は超過額を大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

第7章 原状回復及び引継ぎ

(当該業務の終了に伴う原状回復)

第47条 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務が終了したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、施設等の原状を変更し、又は破損若しくは汚損した部分を当該業務の終了までに原状に回復しなければならない。ただし、事前に大阪市が書面により承諾した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による原状回復に係る費用は、指定管理者が負担する。

(引継ぎ)

第48条 指定管理者は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

2 前項の引継ぎは、別の指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。

3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理者が負担する。

第8章 補則

(施設の目的外使用許可)

第49条 指定管理者は、市立有料駐輪場をその用途又は目的以外に使用しようとするときは、あらかじめ大阪市と協議の上、必要な手続きを経て、目的外使用の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による許可を受けたときは、所定の使用料を大阪市のに支払わなければならない。

(審査請求への対応)

第50条 条例第3条の規定による駐車に関するもののほか、審査請求については、大阪市が対応するものとする。

(重要事項の変更届出)

第51条 指定管理者は、定款、寄附行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく大阪市に届けなければならない。

(市会の議決等)

第52条 この協定は、仮協定とし、地方自治法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が市会において可決され、大阪市が指定管理予定者に対し、指定通知を行ったとき、大阪市及び指定管理予定者は本協定を締結する。

2 前項の議案が市会において可決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して指定通知書を交付しなければならない。なお、否決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して不指定通知書を交付する。

3 第1項の本協定締結においては、この協定書をもって本協定とする。

4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、大阪市及び指定管理予定者

の双方共に相手方に対し損害賠償等は求めない。

- 5 第1項に定める条件が成就する前に、その指定管理予定者がその地位を辞退し、又はその地位を失うに至った場合において、大阪市に損害が生じた場合は、指定管理予定者はその損害を賠償しなければならない。
- 6 指定管理予定者又は指定管理者は、前指定管理者から誠実に引き継ぎを受け、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行しなければならない。
- 7 前項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理予定者又は指定管理者が負担する。

(賠償金等の請求)

第53条 指定管理者がこの協定に基づく賠償金、損害金又は違約金を大阪市の指定する期間内に支払わないときは、大阪市は、指定管理者からその支払わない額に大阪市の指定する期間を経過した日から賠償金、損害金又は違約金を支払った日までの遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第54条 この協定に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）に従うものとし、その他は必要に応じて大阪市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大阪市と指定管理者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。

仮協定日：令和○年○月○日

本協定日：令和○年○月○日

(大阪市) 大阪市北区中之島 1－3－20
 大阪市長 ○○○○

(指定管理者) 所在地
 法人等名称
 代表者氏名

別表 1 (A 区分)

	市立有料駐輪場名
1	大阪城北詰・京橋駅自転車駐車場
2	桜ノ宮駅自転車駐車場
3	野江内代駅自転車駐車場
4	都島駅自転車駐車場
5	JR 玉造駅自転車駐車場
6	新深江駅自転車駐車場
7	地下鉄今里駅自転車駐車場
8	鶴橋駅自転車駐車場
9	深江橋駅自転車駐車場
10	緑橋駅自転車駐車場
11	清水駅自転車駐車場
12	新森古市駅自転車駐車場
13	関目高殿駅自転車駐車場
14	千林大宮駅自転車駐車場
15	太子橋今市駅自転車駐車場
16	今福鶴見駅自転車駐車場
17	蒲生四丁目駅自転車駐車場
18	鳴野駅自転車駐車場
19	関目駅・関目成育駅自転車駐車場
20	鶴見緑地駅自転車駐車場
21	放出駅自転車駐車場
22	横堤駅自転車駐車場
23	地下鉄玉造駅自転車駐車場

別表 1

(B 区分)

	市立有料駐輪場名
1	阿波座駅自転車駐車場
2	九条駅自転車駐車場
3	ドーム前千代崎駅自転車駐車場
4	西大橋駅自転車駐車場
5	西長堀駅自転車駐車場
6	朝潮橋駅自転車駐車場
7	大阪港駅自転車駐車場
8	弁天町駅西自転車駐車場
9	弁天町駅東自転車駐車場
10	大正駅自転車駐車場
11	大正地下駅自転車駐車場
12	谷町四丁目駅自転車駐車場
13	谷町六丁目駅自転車駐車場
14	難波千日前駅自転車駐車場
15	森ノ宮駅自転車駐車場
16	芦原橋駅自転車駐車場
17	今宮駅自転車駐車場
18	恵美須町駅自転車駐車場
19	桜川駅・JR 難波駅・汐見橋駅自転車駐車場
20	大国町駅自転車駐車場
21	JR 野田駅・玉川駅自転車駐車場
22	野田阪神駅・阪神野田駅自転車駐車場
23	福島駅自転車駐車場
24	扇町駅・天満駅自転車駐車場
25	大阪天満宮駅・南森町駅自転車駐車場
26	地下鉄中津駅自転車駐車場
27	天神橋筋六丁目駅自転車駐車場
28	中崎町駅自転車駐車場

29	阪急中津駅自転車駐車場
30	安治川口駅自転車駐車場
31	西九条駅自転車駐車場
32	上本町駅・谷町九丁目駅自転車駐車場
33	四天王寺前夕陽ヶ丘駅自転車駐車場

別表 1

(C 区分)

	市立有料駐輪場名
1	阿倍野駅自転車駐車場
2	昭和町駅自転車駐車場
3	寺田町駅自転車駐車場
4	天王寺駅自転車駐車場
5	西田辺駅自転車駐車場
6	文の里駅自転車駐車場
7	北加賀屋駅自転車駐車場
8	住ノ江駅自転車駐車場
9	住之江公園駅自転車駐車場
10	岸里駅自転車駐車場
11	岸里玉出駅自転車駐車場
12	天下茶屋駅自転車駐車場
13	花園町駅自転車駐車場
14	あびこ駅自転車駐車場
15	我孫子町駅自転車駐車場
16	我孫子前駅自転車駐車場
17	粉浜駅自転車駐車場
18	沢ノ町駅自転車駐車場
19	杉本駅自転車駐車場
20	住吉大社駅自転車駐車場
21	住吉東駅自転車駐車場
22	玉出駅自転車駐車場
23	帝塚山駅自転車駐車場

別表 1

(D 区分)

	市立有料駐輪場名
1	千船駅自転車駐車場
2	塚本駅自転車駐車場
3	出来島駅自転車駐車場
4	姫島駅自転車駐車場
5	福駅自転車駐車場
6	御幣島駅自転車駐車場
7	加島駅自転車駐車場
8	神崎川駅自転車駐車場
9	十三駅自転車駐車場
10	新大阪駅北口自転車駐車場
11	新大阪駅南口自転車駐車場
12	西中島南方駅自転車駐車場
13	東三国駅自転車駐車場
14	東淀川駅自転車駐車場
15	相川駅自転車駐車場
16	井高野駅自転車駐車場
17	上新庄駅自転車駐車場
18	下新庄駅自転車駐車場
19	新大阪駅東口自転車駐車場
20	瑞光四丁目駅自転車駐車場
21	崇禅寺駅自転車駐車場
22	だいどう豊里駅自転車駐車場

別表 1

(E 区分)

	市立有料駐輪場名
1	北巽駅自転車駐車場
2	近鉄今里駅自転車駐車場
3	小路駅自転車駐車場
4	南巽駅自転車駐車場
5	桃谷駅自転車駐車場
6	駒川中野駅自転車駐車場
7	田辺駅自転車駐車場
8	地下鉄長居駅自転車駐車場
9	東部市場前駅自転車駐車場
10	針中野駅自転車駐車場
11	加美駅自転車駐車場
12	喜連瓜破駅自転車駐車場
13	JR 平野駅自転車駐車場
14	地下鉄平野駅自転車駐車場
15	出戸駅自転車駐車場
16	長原駅自転車駐車場
17	JR 長居駅自転車駐車場

別表２ リスク分担表

リスクの種類	内 容	負 担 者	
		大阪市	指定 管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	施設の維持管理、運営において指定管理者の要因で第三者に損害を与えた場合		○
	施設の維持管理、運営において大阪市の要因で第三者に損害を与えた場合	○	
資金調達	必要な資金の確保		○
物価	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
	指定後のインフレ、デフレ		○
金利	金利変動		○
不可抗力 ※１	管理運営業務の変更、中止、延期	協議事項	
	自然災害等による施設・設備の復旧費用	協議事項	
事業の中止・延期	大阪市の責任による遅延・中止	○	
	指定管理者の責任による遅延・中止		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継ぎコスト※２	施設運営の引継ぎ（指定期間前の準備を含む。）費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
管理経費の膨張	大阪市以外の要因による管理経費の膨張		○
	大阪市の要因による管理経費の膨張	○	
	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
施設の損傷	施設、機器等の損傷 ※３	○	○
	指定管理者に施設管理上の帰責事由があるもの		○
	指定管理者が設置した設備・備品		○
債務不履行	大阪市側の事由による協定内容の不履行	○	
	指定管理者側の事由による業務又は協定内容の不履行		○
性能リスク	大阪市が要求する施設運営の水準の不適合に関するもの		○
損害賠償 ※４	施設、機器の不備による事故	協議事項	
	指定管理者の施設管理上に帰責事由があることによる事故		○
管理リスク	施設、機器の不備又は指定管理者の施設管理上に帰責事由があることによる臨時休業等に伴うもの		○

	受付日及び受付時間帯の変更にかかる経費（場内の案内看板の変更等）		○
	駐車ブロックの変更にかかる経費（場内の案内看板の変更等）		○
	利用料金の変更にかかる経費（場内の案内看板の変更等）		○
	有料駐輪場内の案内看板の設置にかかる経費		○
	施設の改造にかかる経費		○
	公共工事等に伴う支障スペースの供用休止等に伴う利用料金収入の減額	協議事項	
	公共工事（道路工事等）における自転車駐車場の支障移設及び廃止に伴う駐輪器具移設にかかる経費		○
	公共工事以外（道路工事等）における自転車駐車場の支障移設及び廃止に伴う駐輪器具移設にかかる経費	協議事項	
	施設利用者及び地域住民等からの苦情等対応		○
	施設等の日常維持管理費		○
	施設並びに設備等の保守点検（法定点検及び日常の維持補修を含む。）		○
	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）		○
	指定管理者の発意により行う施設等の維持修繕		○
	管理運営終了時の原状復旧に要する経費		○

※１ 不可抗力

- (1) 不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ指定管理者及び大阪市がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。
- (2) 建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じる。
- (3) 復旧可能な場合の復旧に要する経費の負担割合及び復旧を行う者については、指定管理者と協議の上決定する。
- (4) 災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
- (5) 不可抗力による臨時休業等の影響で指定管理者の利用料金収入が減少した場合は、市と指定管理者で協議し、影響額に係る費用分担を決定する。

納付金を減額する場合は、その費用は適正な額に限るものとし、影響額を算定するに当たっては、単純に減少した利用料金収入額を影響額とするのではなく、臨時休業によって発生しなかった費用等、すべての費用及び収益への影響を考慮するものとする。

※２ 新たな指定管理者への引継ぎにかかる対応

- (1) 新たな指定管理者が指定された時は、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

(2)引継ぎの実施にあたっては、現指定管理者及び新指定管理者の双方が、それぞれに必要な費用を負担するものとする。

※3 指定管理施設の管理・運営に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

1 大阪市が対応するもの

基幹的な施設・機器等の損傷

2 指定管理者が対応するもの

(1) 基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・器具・什器・備品等の損傷

(2) 基幹的な施設・機器等の附属物（設備の消耗品など）の損傷

(3) 上記1のうち、1件あたりの修繕費用が100万円未満のもの

（ただし、損傷への対応が緊急に必要であり、かつ収支計画における当該年度の修繕費を超える場合は、指定管理者は修繕箇所の状況・見積価格等について大阪市に報告し、大阪市がその見積を妥当と認め、大阪市が承認した補修・修繕等について、指定管理者の負担により指定管理者が実施する。補修・修繕等が完了した後、全額を当該年度の基本納付金の額から控除する。）

(4) 施設管理に関わって必要な消耗品の補充交換

3 上記1及び2にかかわらず、緊急性を有するなどやむを得ない以下の事由がある場合については、大阪市と指定管理者で協議の上、大阪市の負担で指定管理者に実施させることができるものとする。

(1) 施設の設備機器等の故障において、その施設を併用する上で、常に稼働できる状態を保たなければならない機器等の故障対応を行う場合

(2) 施設の破損又は不具合等により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合

4 補修・修繕等にかかる大阪市の負担については、各年度末に精算する。

5 指定管理施設において補修・修繕等実施により生じた財産は大阪市の所有とする。

6 指定管理施設の管理・運営に伴って必要となる設備機器、備品、消耗品等は、指定管理者が補修・更新するものとする。なお、指定管理施設内に設置している蛍光灯を除く道路用照明灯については、大阪市が補修・修繕等を実施するが、大阪市が補修・修繕等を実施するまでの応急措置は指定管理者が対応することとする。

(注) 基幹的な施設・機器等とは、建物全体（柱・梁・床・壁等の主要構造部）及び主要な設備機器（空調機器・消防設備等）などをいう。

・施設管理に関わって必要な消耗品は指定管理者において適宜補充交換をすること。

※4 施設、機器の不備又は指定管理者に施設管理上の帰責事由があることによる事故への対応

- ・施設、機器の不備又は施設管理上の帰責事由があることによる事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。

別紙 収支計画書

(単位：千円)

		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	合 計
収入合計 (A)							
	一時利用						
	回数利用						
	定期利用						
支出合計 (B)							
	人件費						
	消耗品費						
	印刷製本費						
	光熱水費						
	施設修繕費						
	通信運搬費						
	保険料						
	再委託費						
	リース料						
	備品購入費						
	用地賃借料						
	その他経費						
収支(A)－(B)							